

## 指定代理請求特約についてのご案内

【注意】このご案内は旧東京海上日動フィナンシャル生命の販売商品にご加入のお客様が対象です。

### 1. 指定代理請求特約について

年金・保険金等(死亡保険金は対象外です)の受取人が年金・保険金等を請求できない次の事情がある場合に、あらかじめ指定いただいた指定代理請求人が、代理人として年金・保険金等を請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、年金・保険金等を請求する意思表示ができないことを当社が認めた場合
- ・ その他上記に準じた状態であることを当社が認めた場合

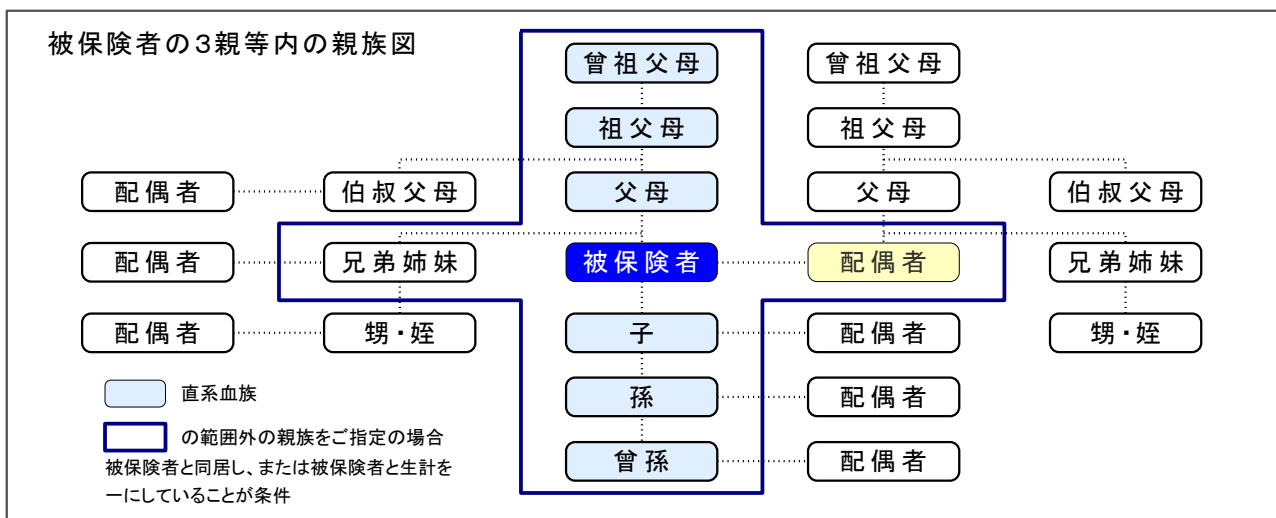
【ご注意】

- ① 指定代理請求の対象となる年金・保険金等は、被保険者と年金・保険金等の受取人が同一人のご契約に限ります。死亡保険金はこの特約の対象ではありません。(対象となる年金・保険金等は下記3.ご参照)
- ② 年金・保険金等を指定代理請求人に支払った場合は、その後、重複して年金・保険金等の請求を受けてもお支払いしません。
- ③ 保険金等の受取人が法人の場合となるご契約には、指定代理請求特約は付加できません。

### 2. 指定代理請求人について

指定代理請求人は、被保険者の同意を得て保険契約者にあらかじめ指定いただいた方1名とし、年金・保険金等の請求時において次のいずれかに該当することが必要となります。

- ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 被保険者の直系血族
- ・ 被保険者の兄弟姉妹
- ・ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族



保険契約者は、被保険者の同意を得て指定代理請求人を変更すること、および指定代理請求人の指定を撤回することができます。また、指定代理請求人の指定を撤回した後に、再度指定することができます。

### 3. 特約の対象となる年金・保険金等について

指定代理請求人は次の年金・保険金等のうち、ご契約内容に該当するものを請求することができます。ただし、被保険者と年金・保険金等の受取人が同一人の場合に限りません。

- ・ 年金
- ・ 満期保険金(自由定期付積立型新変額保険については満期払戻金)
- ・ 給付金(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、障害給付金)
- ・ 障害保険金(高度障害保険金、災害高度障害保険金)
- ・ 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除  
(自由定期付積立型新変額保険については危険保険料の免除)

指定代理請求特約を付加した場合、対象となる年金・保険金等のそれぞれの約款に規定されている代理請求に関する規定は適用しません。対象となる年金・保険金等の代理請求人は指定代理請求特約の指定代理請求人となります。詳しくは、指定代理請求特約条項をご覧ください。